

公益財団法人 国際交通安全学会

設 立 趣 意 書
定 款

財団法人国際交通安全学会	設立認可	昭和 49 年 9 月 17 日
	寄附行為改正	昭和 50 年 5 月 26 日
	寄附行為改正	昭和 59 年 12 月 26 日
	寄附行為改正	平成 10 年 8 月 1 日
公益財団法人国際交通安全学会	移行認定	平成 23 年 3 月 23 日
	設立登記	平成 23 年 4 月 1 日
	定款改定	平成 27 年 3 月 12 日
	定款改定	平成 28 年 6 月 20 日
	定款改定	平成 30 年 6 月 7 日

設 立 趣 意 書

モータリゼーションの進展は、人間生活に多大の便益をもたらしたが、一方では、交通事故をはじめ、交通渋滞、交通公害等の各種障害を引き起こしている。これらの各種障害に対しては、今や人類の英知と勇気をもって緊急に対策を講じなければならない。

交通事故をはじめとする各種の交通障害は、人間、機械及び環境の各要素が複雑にからみ合って生じるものであり、これらの問題を解決するためには、交通関係の専門分野を含む各界の知識を結集し、人間、機械及び環境の有機的結びつきの実態を解明して、望ましい道路交通のあり方を探求する必要がある。

このような観点に立って、広く内外の知識及び経験の交流を図るとともに、専門家を含むあらゆる人々が、交通社会の現状及び将来のあり方について自由に討議し、研究する場として、新たに財団法人国際交通安全学会を設立し、交通及びその安全に関する重点的かつ速やかな調査研究、各種研究会の開催、研究、教育その他の活動に対する褒賞及び助成等、時代の要請に即応した事業活動を活発に展開し、もって理想的な交通社会の実現に寄与しようとするものである。

公益財団法人国際交通安全学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益財団法人国際交通安全学会（INTERNATIONAL ASSOCIATION OF TRAFFIC AND SAFETY SCIENCES 略称 IATSS）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を理事会の議決を経て、必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止するときも同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、交通及びその安全に関する諸問題について、人間、機械及び環境の有機的結び付きの観点から、学際的及び国際的な調査研究を進めるとともに、交通及びその安全に関する調査研究、教育その他の活動に対する褒賞、助成、研修等を行ない、もって理想的な交通社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通及びその安全に関する調査研究
 - (2) 交通及びその安全に関する研究会の開催
 - (3) 交通及びその安全に関する情報、資料及び文献の収集及び発行
 - (4) 交通及びその安全に関する調査研究、教育その他の活動に対する褒賞及び助成
 - (5) 諸外国における理想的な交通社会実現に向けた研修
 - (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本会の目的である事業を行うために不可欠な財産は、本会の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 本会に評議員5名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 職員
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

- 時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条** 評議員に対して、各事業年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行う為に要する費用の支払をすることができる。
 - 3 前2項に関する必要な事項は、評議員会の決議による別に定める報酬等の支給の基準による。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

- 第14条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

- 第15条** 評議員会は次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

- 第16条** 評議員会は、定時評議員会として毎年事業年度後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時評議員会を必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

- 第17条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が評議員会の開催日の5日前までに招集する。
- 2 評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を会長に請求することができる。

(評議員会の決議)

- 第18条** 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有す評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の議事録)

- 第19条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員の中からその会議で選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の数)

- 第20条** 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上 12名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、2名以内を専務理事、2名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか1人とその親族、その他特殊の関係にある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。
- 5 理事のうちには、他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事の現在数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、及び会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を掌理する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故があるときはその職務を代行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任することができる。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任することができる。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行う為に要する費用の支払をすることができる。

- 3 前2項に関する必要な事項は、評議会の決議による別に定める報酬等の支給の基準による。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会の種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、事業年度ごとに原則として、毎事業年度後3ヶ月以内に1回及び3月に開催する。
- 3 臨時理事会の開催は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会報告しなければならず、その場合において、必要があると認めるときに監事が会長に対し、理事会の招集を請求したとき
 - (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(理事会の招集)

第30条 理事会は、開催日の5日前までに会長が招集するものとする。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第5号により監事が招集する場合を除く。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 顧問

(顧問の役割)

第33条 本会に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の求めに応じ、本会の運営及び事業遂行に関する事項について参考意見を述べることができる。
- 3 顧問は、学識経験を有する者のうちから、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 4 顧問に対して、評議員会において別に定める公益財団法人国際交通安全学会顧問報酬規程等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第9章 会員及び専門部会等

(会員の役割)

第34条 本会に、会員を置く。

- 2 会員は、毎事業年度理事会の承認を受けた第4条に定める事業を行う。
- 3 会員は、会長の求めに応じ、事業遂行に関する事項について意見を述べるができる。
- 4 会員に対して、評議員会において別に定める公益財団法人国際交通安全学会会員報酬規程等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(会員の選任及び解任)

第35条 会員は、理事会の決議を得て、会長が選任する。

- 2 会長は、会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議を得て、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他本会の会員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

- 3 前項の規定により会員を解任しようとするときは、その会員に対し、理事会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会員の任期)

第 36 条 会員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の後に最初に開催される理事会の終結の時までとし、理事会の決議を得て、会長が再任することができる。

(専門部会等)

第 37 条 会長は、事業の企画及び業務の実施のため必要があるときは、目的に応じて、専門部会、委員会、会議等を、理事会の決議を得て、設けることができる（以後専門部会等という）。

- 2 専門部会等は、当該目的に係る専門的知識を有する会員、理事、顧問のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 3 専門部会等の運営に関する事項は、理事会の決議に基づき会長がこれを定める。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 38 条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、所要の職員を置く。

- 2 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議に基づき会長がこれを定める。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 40 条 本会は、基本財産の滅失による本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 41 条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第36条の規定については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日の前日に会員である者については、なお、従前の例による。
- 4 本会の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

小口 泰平

大山 龍寛

- 5 本会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

井手 久登

今村 泰弘

奥村 萬壽雄

小田村 初男

國枝 英郎

杉田 房子

中村 英夫

成田 頼明

樋口 忠夫

三谷 浩

吉田 正弘

- 6 本会の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 小口 泰平

大山 龍寛

石附 弘

梶河 純孝

遠藤 昭雄

太田 勝敏

鈴木 春男

丹羽 一夫

橋本 鋼太郎

山本 博一

監事 伊藤 醇

岡田 秀樹